

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和5年第1回定例会提出予定議案の説明

(16) 議案第63号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第63号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和5年2月8日

健康福祉局

議案第 6 3 号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例の主な改正内容

(1) 出産育児一時金の額の引上げ

420,000円 → 500,000円

(2) 雇用保険法施行規則の一部改正（令和4年厚生労働省令第130号）に伴い、特例対象被保険者等の届出に当たり、提示しなければならないこととしている書類に係る規定の整備を行うもの

「雇用保険受給資格者証（当該特例対象被保険者等に係るものに限る。）」

→「雇用保険受給資格者証その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」

※ 特例対象被保険者等とは、非自発的な理由で失業した被保険者等で、雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者であって受給資格を有するものをいう。

2 施行期日

令和5年4月1日

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市国民健康保険条例 昭和33年4月1日条例第15号 (出産育児一時金)</p>	<p>○川崎市国民健康保険条例 昭和33年4月1日条例第15号 (出産育児一時金)</p>
<p>第6条 前条第1号に規定する出産育児一時金の額は、1件につき500,000円とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）（次条第2項において「保険各法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。 (特例対象被保険者等に係る特例)</p>	<p>第6条 前条第1号に規定する出産育児一時金の額は、1件につき420,000円とする</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）（次条第2項において「保険各法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。 (特例対象被保険者等に係る特例)</p>
<p>第32条の3 納付義務者の世帯に属する被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第2項、第15条第2項、第20条第2項、第21条第2項、第26条第2項及び第32条第1項の規定の適用については、第14条第2項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、第32条第1項第1号中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法</p>	<p>第32条の3 納付義務者の世帯に属する被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第2項、第15条第2項、第20条第2項、第21条第2項、第26条第2項及び第32条第1項の規定の適用については、第14条第2項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、第32条第1項第1号中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法</p>

改正後	改正前
<p>律第33号)」とあるのは「所得税法」とする。</p> <p>2 特例対象被保険者等の属する世帯の納付義務者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 納付義務者の氏名及び住所</p> <p>(2) 特例対象被保険者等の氏名</p> <p>(3) 特例対象被保険者等の離職年月日</p> <p>3 前項の規定による届出に当たり、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証<u>その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類</u>の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後における出産に係る出産育児一時金から適用する。</u></p>	<p>律第33号)」とあるのは「所得税法」とする。</p> <p>2 特例対象被保険者等の属する世帯の納付義務者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 納付義務者の氏名及び住所</p> <p>(2) 特例対象被保険者等の氏名</p> <p>(3) 特例対象被保険者等の離職年月日</p> <p>3 前項の規定による届出に当たり、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証<u>(当該特例対象被保険者等に係るものに限る。)</u>の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p>